

## 事業者が付保する保険について

### 1 設計・建設期間

#### (1) 本施設建設中の組立保険

保険契約者：建設事業者

保険の対象：工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生じた損害

補償額：請負代金額

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

被保険者：建設事業者

#### (2) 本施設建設中の第三者損害賠償保険

保険契約者：建設事業者

保険の対象：建設工事に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を担保

補償限度額：対人：1名当たり1億円，1事故当たり10億円以上

対物：1事故当たり1億円以上

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

被保険者：建設事業者

※ 上記に示す保険は必要最小限度のものであり，運営事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

### 2 運営期間

#### (1) 本施設の運営業務にかかる第三者損害賠償保険

保険契約者：運営事業者

補償する損害：本施設の使用若しくは管理又は本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害，賠償責任を負担することによって被る損害

補償限度額：(補償額) 対人：1名当たり最大1億円

1事故当たり最大10億円

対物：1事故当たり最大1億円

免責金額：なし

保険期間：運営期間とする。

被保険者：組合，運営事業者

※ 上記に示す保険は必要最小限度のものであり，事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

**(2) 公益社団法人全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済**

保険契約者：組合（共済基金分担金は運営事業者が負担）

補償する損害：火災、落雷、破裂・爆発、物体の落下・飛来、車両の衝突、騒じょう、  
破壊行為、風水災、雪災、土砂崩れによる損害

てん補限度額：建物総合損害共済業務規程参照のこと

保 險 期 間：運営期間とする。

被 保 険 者：組合，運営事業者

※ 上記に示す保険は必要最小限度のものであり，事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。